

新潟法庶第254号  
令和8年4月15日

新潟県司法書士会  
会長 八田 賢 司 殿

新潟地方法務局長 小 池 正 太



司法書士の懲戒処分について（通知）

下記の司法書士に対して、別添懲戒処分書（写し）のとおり処分をしたので、  
通知します。

なお、懲戒処分書は、令和8年4月15日、下記の司法書士に交付済です。

記

氏 名	児玉 康夫
生年月日	昭和17年2月15日
事務所	新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山2320番地6
所属単位会	新潟県司法書士会
登録番号	新潟第534号



## 懲戒処分書

事務所 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山2320番地6  
司法書士 児玉 康夫

上記の者に対し、次のとおり処分する。

### 主 文

令和8年4月16日から1週間の業務の停止に処する。

### 理 由

#### 第1 事案の概要

本件は、司法書士児玉康夫（以下「被処分者」という。）が、税務申告書の報酬を過少に申告する方法により脱税をしたなどとして、XXXXXXXXXXであるXXXXXXXXXXの子らから懲戒の申出があった事案である。

#### 第2 認定事実

以下の事実が、新潟県司法書士会の調査結果報告書及び新潟地方法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

- 1 被処分者は、平成12年4月1日、司法書士となる資格を取得し、平成15年8月11日、新潟県司法書士会に入会し、同日付け登録番号新潟第534号をもって司法書士の業務に従事している者であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 2 被処分者は、遅くとも平成30年から、繰り返し、依頼者から現金で受け取った金銭の一部を売上げとして帳簿に計上することなく、現金で保管し又はXXXXXXXXXXと分け合うようになり、少なくとも平成30年分の確定申告及び令和元年分の確定申告において、収入を過少に申告する偽りにより、本来であれば納付すべき額の所得税の納付を不正に免れた。
- 3 被処分者は、令和2年10月頃以降、新発田税務署の税務調査を受けた後、平成25年分から令和元年分までの確定申告に関連して、加算税を含めた個人事業税等807万1400円の追徴課税を受け、令和3年4月26日、その全額を納付した。

### 第3 処分の量定

- 1 上記第2の2のとおり、被処分者は、平成30年及び令和元年分の税務申告において売上金の過少申告を行ったものであり、これは、所得税法（昭和43年法律第33号）第238条第1項、司法書士法（昭和25年法律第197号）第2条（職責）及び第23条（会則の遵守義務）並びに新潟県司法書士会会則第81条（品位の保持等）及び第100条（会則等の遵守義務）に違反する。この違反行為は、別表番号23の「業務外行為」に該当するものであると認められ、その処分の量定は、一般に、「戒告、2年以内の業務の停止又は業務の禁止」とされている。
- 2 本件において、被処分者は、売上げの一部を被処分者と■■■■■と分け合うことを目的として、常習的に故意に売上げの一部を帳簿に計上せず、過少申告を行ったものであり、その行為の悪質性は高い。また、被処分者は、本件の調査に必ずしも協力的ではなかった。
- 3 もっとも、被処分者が既に追徴課税807万1400円を納付済みであること（なお、この追徴課税は平成25年分から令和元年分までの確定申告に関連するものであるが、本件処分における対象は、このうちの平成30年分及び令和元年分のみである。）、被処分者の所得税法違反について刑事訴追されるには至っていないこと、被処分者にこれまでに懲戒処分歴がないことなど、被処分者にとって斟酌すべき事情もある。
- 4 よって、これら一切の事情を考慮し、司法書士法第47条第2号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

令和8年4月15日

法務大臣 平 口

洋